

ハンズオン支援事業

～経営層・現場層に寄り添い、課題解決をお手伝いします～



貴社の **ビジネス課題**^{※1} に応じて **専門家を無料で連続派遣**^{※2} する事業です

※1：知財に関連する幅広いテーマが支援対象となります。

※2：原則3回の派遣。6社を採択予定。不採択の場合も、関連する支援施策・支援機関をご紹介します。

応募締切：令和5年9月25日（月）17:00

申込方法：中部経済産業局 公式HPより



https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/hands_on/05fy/hands_on.html

応募 資格

- 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県に所在する
中堅・中小企業やベンチャー企業等の事業者（個人や創業準備中の方は除く）
- 社内にある知的財産の見える化、既にある知的財産（権）の活用などにより
経営課題・事業課題を外部専門家を活用しつつ解決したいとお考えの事業者

主な 支援 テーマ (例)

- 知財戦略の構築 ▶ 強み・知財を活かした新事業、事業に合った体制づくり
特許情報による市場調査の活用
- ブランド・デザイン戦略 ▶ ブランディング活動、モノ・コトのデザイン活動
- 事業リスクの軽減対応 ▶ ノウハウの保護・承継、データの保護・利活用、契約、等
- 製品・サービス・事業等の
戦略検討 ▶ 製品・サービス・技術・事業の知財に配慮した戦略構築
他社とのアライアンス、販路開拓、海外展開

詳細は裏面
→

令和5年度「知的財産経営ハンズオン支援事業」について

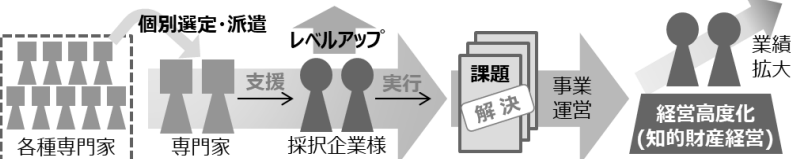
①事業概要・目的

- 採択企業へ専門家(弁理士・弁護士・中小企業診断士・デザインプロデューサー・ブランディング専門家等)を派遣し、知的財産に関係する経営課題・事業課題の解決を支援します。
- 専門家の派遣は無料で実施します。採択企業の課題に応じ、当該分野の知見を持つ専門家を派遣します。
- 専門家の具体的な助言・指導を通じ、知的財産経営の実践・高度化(知財の切り口で、事業運営のレベル向上や業績拡大)を支援します。なお、経営者や現場関係者が自ら課題解決に取り組む企業等を応援する事業につき、労務やサービスの提供は対象外となります。

本事業の支援イメージ

ハンズオン支援による、担当者のレベルアップサポート

事業者様による課題解決



②実施期間

- 採択決定日(10月上旬頃)～翌年2月上旬頃

③応募資格

- 社内にある知的財産の見える化、既にある知的財産(権)の活用などにより経営課題・事業課題を解決したいとお考えの愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県に所在する中堅・中小企業やベンチャー企業等の事業者(個人や創業準備中の方は除く)

④応募締切

- 令和5年9月25日(月)17:00

⑤お申し込み

下記の応募ページ(入力フォーム)よりお申し込みください。

https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/hands_on/05fy/hands_on.html

【応募ページに関する問い合わせ先(知的財産経営ハンズオン支援調査事業 運営事務局)】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部/研究開発第1部(名古屋)(担当:平川、林、萩原、長尾)

■支援テーマの例

- ・ブランディング活動
- ・ノウハウの保護・承継
- ・データの保護・利活用
- ・強み・知財を活かした新事業
- ・契約、他社とのアライアンス
- ・製品・サービス・技術・事業の知財に配慮した戦略構築等

過年度の支援内容のご紹介

※応募HPに「35事例」を掲載

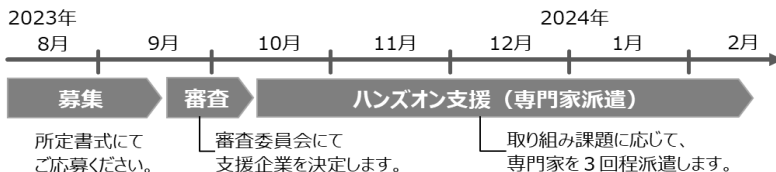
- A社(愛知県江南市 塗装工事): 独自開発の抗菌塗装技術を事業展開すべく、新業態も含めて取組策を検討したい。
→ メーカーとの提携による高付加価値な製品市場の開拓方策と、ブランディング・販売促進策を助言。
- B社(石川県小松市 鋳型製造): 本業で培ったノウハウを活かし、食品用金型を製造・販売する事業を拡大したい。
→ 自社ブランドを確立するために社内メンバーで理念を磨くとともに、ブランディング方策を検討。自社のデザイン力を活かすためのビジネスモデルも両輪で検討し、取り組みの道筋を模索。
- C社(愛知県名古屋市 医療ベンチャー): 研究開発の補助を受けて実用化を進める高度医療機器を事業化したい。
→ オープン&クローズ戦略の提案や、それに伴う契約・交渉に関して助言。テクノロジーブランディングにも言及。

応募上の留意点

ハンズオン支援事業のスケジュール

①応募にあたって

- 令和5年9月25日(月)まで支援企業の応募受付を行います。その後、外部有識者による選定委員会で支援企業の選定を行います。



- 採択決定後、令和6年2月頃までの期間、3回程度、専門家を派遣します。
- 支援企業と専門家が協議を行い、支援プランを策定します。支援プランの内容に応じ、複数名の専門家を派遣する場合があります(例: 弁理士と中小企業診断士のチーム)。支援対象は短期的な課題に留まりません。
- 定期的に進捗状況等を関係者間で共有しながら、支援プランに沿って企業自ら解決に取り組んでいただきます。

②選定基準について

- 「抱えている課題内容」、「解決に対する意欲」、「実施体制の有無」などを総合的に勘案して支援先を選定します。
- 課題解決により自社事業にどのような好影響を及ぼすか、応募時に整理いただくことが望まれます。
- チームメンバーに経営層・現場層の関係者が入っているなど、社内体制が整っていることも採択条件とします。

③事務局について

- 本事業の実施にあたっては、事業請負先である、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が事務局を務めます。同社は守秘義務を負っており、本事業で知り得た内容等を無断で口外することは決してございません。